

株式会社テレビ西日本からの意見書について

- P 1 . . . 大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請について
- P 1 2 . . . シーティービーメディア株式会社からの裁定申請について
- P 2 3 . . . 株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請について
- P 3 4 . . . 大分ケーブルネットワークからの裁定申請について

写

5. - 1

3/6

平成 19 年 5 月 1 日

総務大臣
菅 義偉 殿

郵便番号 〒814-8555
住 所 福岡市早良区百道浜2-3-2
氏 名 株式会社 テレビ西日本
代表取締役社長 寺崎 一雄
電話番号 [REDACTED]

意 見 書

平成19年3月23日付で大分ケーブルテレコム株式会社から有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定により総務大臣に提出された裁定申請に関し、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

アナログ放送停止の安全性確保に向けデジタル放送の円滑なる普及を促進すべく、弊社としましては、ケーブルテレビ事業者との連携をより強いものにしてまいりたいと考えております。しかしながら、こと区域外再送信に関しましては、そもそも地上放送の根幹である地域免許制度との間で大きな不整合が存在するものであり、以下で述べますその在り方をめぐる諸問題につきましては、デジタル放送を地域に密着した基幹メディアとしてこれからの長きに渡る発展を目指していく上でも、早期に解決すべきものであります。

ご承知のとおり、デジタル放送の開始を機に区域外再送信の在り方につきましては、当地のほかにも全国の各地域にて事業者間の協議が持たれているほか、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟の間におきましても今まさに現在進行形で意見交換が重ねられているところでありますので、弊社としましては、地域独自の事情はありますものの、全国の、また、業界としての動向に注意を払いながら、その放送業界に属する一員として慎重な対応を執り行いたいと考えております。さらに、弊社が認識しております諸問題の中には、今後特に問題としての顕著化が懸念されます区域外における著作権問題、広告主の意図していない地域へのCM送出、さらにケーブルテレビ事業者の事業規模拡大による地元放送事業者への経営的影響の深刻化、区域外再送信の視聴が常態化することによる地元住民の緊急情報接触機会の減少等が含まれます。そのため、従来からのアナログ放送におけ

る区域外再送信の同意につきましても、その期間を1年間に短縮し、情勢の変化に応じた臨機応変な対応がとれるよう環境を整えてきたところでもあります。

こういったなかでありますので、デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、アナログ放送においてすでに再送信を認めている場合であっても、当該ケーブルテレビ事業者との協議を通じ、その1件1件の内容をはかることで個別例外的に対処を決めさせていただいているところでございます。

大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、以下に述べます弊社の当面の方針に照らし合わせまして、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたために、同意しないと判定いたしその旨を協議の場でお伝えしております。

しかし残念ながら、大分ケーブルテレコム株式会社におかれましては、その後も依然として、デジタル放送はアナログ放送からの単なるシステム移行であり、視聴者保護のためにデジタル放送の区域外再送信は当然認められるものと断ずるばかりで、弊社の判定の背景にある区域外再送信をめぐる諸問題を共有すべき検討課題として理解されることはなく、協議を裏切るものにするための議論のベースさえ形成されていない段階で、つまり、突っ込んだ話し合いをする以前の段階で、大臣裁定を求める申請に性急に歩を進められました。協議を続けようとしておりました弊社としましては、このことにたいへん困惑するとともに、まことに遺憾に思う次第であります。

このような状況が放置されますと、デジタル放送の円滑なる普及に向けてのケーブルテレビ事業者との健全な関係性の構築はありえないのであります。

弊社としましては、こうした点を十分踏まえたくえで行政判断がなされることを期待いたしております。

1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社 テレビ西日本
代表者の氏名	代表取締役社長 寺崎 一雄
住 所	郵便番号 〒814-8555 福岡市早良区百道浜2-3-2 電話番号 [REDACTED]

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 区域外再送信同意の判断基準について

デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、まず申し入れいただく際的前提としまして、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されていることを求めています。私どもは、地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展という観点からこの点を重要視しております。その上で、前に述べました区域外再送信をめぐる状況を鑑み、当面のこととしまして、

- ①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ②生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③業務区域内に受信点を設置できること

の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしております。

この弊社方針に照らし合わせまして、大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

(2) 放送の意図としての地域性の尊重について

放送事業者の放送対象地域は、チャンネルプラン上あらかじめ限定されています。従いまして各民放としては地域密着性ということを重視しており、事業遂行上その放送対象地域内の視聴者の生活行動、メディアの接触行動等を踏まえて個々の番組を制作、調達し編成しているのが実情です。あわせて、CMのセールス活動におきましても、広告主のエリアマーケティング戦略の高度化に連携した放送の地域性の保証はたいへん重要なファクターであると位置付けられます。

このような観点からすれば放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかにつきましては、基本的には放送事業者が判断すべき事項であります。これは、情報通信審議会におけるIPマルチキャスト再送信における地域性の取り扱いの中でも認められている考え方であります。

大分県では、県が設置運営する光ファイバ通信網（豊の国ハイパーネットワーク）を使用し、ほぼ県内全域のケーブルテレビ事業者間で放送番組を伝送するほか、自らの業務区

域内では福岡民放波を直接受信できないケーブルテレビ事業者へも福岡民放の番組を配信することが可能であるという高機能な情報インフラを構築されています。

アナログ放送の再送信につきましては、弊社としましても過去の状況判断により同意をいたした経緯がございますので、現在でも無下にそれを断ち切るということではなく1年ごとの同意というかたちで認めておりますが、デジタル放送開始を機に、基幹メディアとして、ライフラインとして、地上デジタル放送のこれから長きに渡る発展を目指していく上で、自らの放送事業の原点としております、放送における地域性という意図を自らが軽々に取り扱うことはしないことを確認いたしました。

従いまして、県内全域に渡る放送配信能力（区域外波を県内全域に再送信する能力）を有する大分県のケーブル事業者に対しまして、現時点での弊社の同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは弊社の放送事業者としての立脚点、ひいては地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反することであり、再送信には同意いたしかねます。

（3）再送信先の放送事業者の意思の確認について

地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えております。今回の大分ケーブルテレコム株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

再送信先地域の放送事業者からは承知できないことの理由として、経営に対する悪影響、区域外再送信の視聴が常態化することの弊害として地元視聴者の不利益の発生懸念等が示されましたが、弊社としましてもそれらの主張内容を理解いたしております。これらは、区域外再送信に関する問題点として再送信先地域の放送事業者にとどまらず、関係事業者全体で共通認識を持つべき問題であり、行政判断におかれましても考慮していただきたい事項でございますので、以下の（4）、（5）にて弊社意見として述べさせていただきます。

（4）再送信先の放送事業者の経営への悪影響

ケーブルテレビ事業者は、衛星多チャンネル放送の配信や、インターネットなど通信系ビジネスの展開により、その経営規模の拡大や広域化を急速に進めています。産業としての推移をみてみますと、平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は1,913万世帯、世帯普及率は38.0%（平成7年に比べ世帯数が5.3倍、普及率が4.6倍）であり、自主放送を行なう許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度において3,850億円（平成7年度においては230社に対し1,126億円）に達しており数字の面からも著しく成長をしている産業であるということが出来ます。

九州におきましては大分県が最も世帯普及が進んだ地区となっています。その数字は平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は24万世帯、世帯普及率は48.8%というもので、ケーブルテレビの急速な普及は、地上民放テレビ事業の経営基盤に与える区域外送信の影響が無視しえない段階に至っていることを意味しています。

実際、大分地区においては、ケーブルによる区域外送信の視聴を含む「その他視聴率」は年々上昇してきており、地上放送の広告媒体としての価値が下がってきています。地元局の試算によりますと区域外送信による営業的損失は年間で数億円規模にのぼるとされており、また、多額の経費を払って購入した番組が、自局での放送より以前に区域外送信で先に放送されてしまう事態が生じており、この影響も見過ごすことができません。

したがって、地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考えます。再送信発局としまして、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねます。

なお、ケーブルテレビ事業者は、この経営面での影響を再送信先放送事業者の自社都合的な理由であると切り捨てられております。しかし、本問題が地域の公共、文化、経済各方面での情報発信メディアとしての、また報道機関としての地元放送事業者の活動低下につながる事態にまで深刻化するならば、それは最終的には地域社会、地域住民の不利益につながるものであります。ケーブルテレビ事業者におかれましては、地元における放送の普及発展のパートナーという認識をお持ちであるならば、問題の当事者として踏み込んだ協議に参加すべきであります。その姿勢を示されないことに再送信元放送事業者の立場として当事者である弊社としても失望を禁じ得ません。

(5) 再送信先地域住民に対する不利益発生の懸念

地上放送事業者は、その公共的な役割を果たすため地域住民の日々の安全面に役に立つ情報を提供しております。特に災害発生時には緊急的な情報を速やかに放送すべく報道、編成、放送運行現場等の体制を整えその伝達責任を果たす努力をいたしております。またさらに今後は、国民保護法に基づく業務計画の実行や緊急地震情報の発信など、よりクリティカルな局面においての情報伝達メディアとして、地上放送事業者の役割はさらに重くなるものと認知しております。

一方で、区域外送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を受けることとなります。弊社は再送信元放送事業者という立場ではありますが、再送信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念いたしております。

(6) 格差是正について

区域外送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があります。し

かし、情報格差是正がケーブルテレビに依存しますとケーブルテレビ施設の有無で、また、施設がある場合におきましても加入世帯、非加入世帯間で格差を生じる懸念もあります。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考えます。

(7) 著作権処理について

弊社のローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていません。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要になります。このエリア外の著作権処理については再送信をするケーブルテレビ事業者が行う必要性を認識していることは評価するものの、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、弊社としましては、現状では区域外再送信に同意することはできません。

(8) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の再送信許諾

大分ケーブルテレコム株式会社は、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定により放送事業者である弊社に対して再送信同意の申し入れをされていますが、同法とは別に著作権法において、弊社は第23条に基づき「著作物について公衆送信を行う権利」と第99条第1項に基づく「放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有していると認識しております。

これについては、平成19年3月8日の参議院予算委員会の答弁での、文部科学大臣の『ケーブルテレビ局が、放送事業者の専有している権利を対価を払わずに侵すということは、明らかに法律違反です。』といった趣旨の発言からも明白です。

このことは、弊社が著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意（許諾）という重要な判断に際して、二つの基準が存在するという不整合な状況にあることを意味しています。

弊社としては、このような著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信に同意することはできません。

(9) 大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しについて

昭和61年（1986年）の有線テレビジョン放送法の改正により大臣裁定制度が導入されました。当時は地上テレビジョン放送の少数チャンネル地域が多数あったうえに、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興のため非対称規制として導入されたものと考えられます。その後多くの地上民放新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げています。ケーブルテレビ事業者が再送信同意の協議が調わないとき、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき大臣裁定を申請した場合、放送事

業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が、一定の条件（第104国会・衆議院「逡信委員会」（昭和61年4月）で示された正統な理由の5条件）を満たせば同意の裁定が下されることになっております。現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっておりますが、ケーブルテレビ産業が飛躍的發展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

なお、デジタル放送における環境変化のひとつとしまして、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したことがございます。

ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信をされていますものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていません。現行のワンセグ放送は、固定受信機向け放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声につきましては固定受信機向け放送とのサイマル放送を実施しておりますが、データ放送につきましては一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送いたしております。弊社としましては、このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えております。

また、将来、放送法でその旨の改訂があった際には、デジタル放送サービスのさらなる高度化を目指し、ワンセグ放送にて固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することや異なる番組を編成することも視野に入れております。そういったサービスを実施する際には、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組編成意図を示すこととなります。

以上のことから、ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その送信先地域において、弊社放送の番組編成意図が損なわれることが懸念されます。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識しております。

3. 本件に関する協議の経過

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 18 年 10 月 5 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルでもアナログ同様再送信の同意をお願いしたい ・ 地元放送事業者とは話し合いを続けていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元放送事業者の理解を得ることがまず必要
<p>【平成 18 年 11 月 20 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元放送事業者との話し合いは 11 月 2 日を最後に没交渉となった。 ・ 総務省もデジタルはアナログの移行といている、同意してほしい ・ 契約者からの問い合わせもきている ・ 著作権処理も連盟の指示に従って行うつもりだ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルはアナログの単なる移行ではない、別免許だ ・ 著作権処理も年々厳しくなっている
<p>【平成 18 年 12 月 18 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡波のニーズは高い、デジタルでも引き続き再送信をしたい ・ 情報格差をなくしたい、県内だけでなく都市の情報ほしい ・ 毎日多くの問い合わせがきている、福岡波が見れないなら契約をやめるといっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送免許は地域免許だ ・ 地元局に配慮しその考え方の確認が欠かせない
<p>【平成 19 年 1 月 24 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これ以上話が進まないなら裁定申請の準備に入る、申請を出せば必ずケーブル事業者の主張が認められる ・ 裁定申請は、5 社 4 自治体連名で福岡民放 5 社を相手として行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議は続けたい

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 19 年 2 月 19 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県に大臣裁定を申請することを伝えた ・ 提出は民放連と、ケーブル連盟の話し合いがあるのでしばらく様子を見ることにした ・ 出来れば3月9日か12日には提出したい ・ 地元放送事業者の経営や視聴率の悪化という理由では県民の理解を得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定申請は出来れば避けたい、協議は続ける
<p>【平成 19 年 3 月 9 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ KCV(株)については地元放送事業者 3 社の了承が得られた、裁定申請から外れる ・ 4 自治体については、大分県の仲介で地元局と協議を続けることになった ・ 4 事業者は 23 日に大臣裁定申請を提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も協議は続けていきたい

*4 自治体事業者 佐伯市総務部情報推進課、杵築市総合政策課
臼杵市総務部総務課、豊後大野市企画部情報推進課

4. その他参考となる事項

(1) 福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への影響について

大分地区の平成18年度平均視聴率で、区域外再送信やBS・CS放送などを合算したチャンネル区分の「その他」が、全日(6時~24時)平均で9.1%です。他地区の一般的な「その他」視聴率が3%台であることから、ケーブルテレビの急速な普及により、再送信による福岡波(アナログ)の視聴が急激に伸びていることがうかがえます。

【視聴率状況】(ビデオリサーチ調べ)

大分地区「その他」視聴率推移 (%)			
	全日	G	P
平成9年度	3.7	5.8	5.7
平成10年度	4.1	6.9	6.8
平成11年度	4.5	7.6	7.4
平成12年度	5.8	9.1	8.8
平成13年度	6.2	9.8	9.5
平成14年度	6.3	10.0	9.8
平成15年度	6.4	10.2	10.1
平成16年度	6.5	10.2	10.3
平成17年度	7.5	11.6	11.5
平成18年度	9.1	13.2	13.1

局名	18年度 全日平均
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:
推測在福視聴率 4.5%

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

テレビ媒体への地区投下は年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。

以上



3/7

平成 19 年 5 月 1 日

総務大臣

菅 義偉 殿

郵便番号 〒814-8555

住 所 福岡市早良区百道浜2-3-2

氏 名 株式会社 テレビ西日本

代表取締役社長 寺崎 一雄

電話番号 [REDACTED]

意 見 書

平成 19 年 3 月 23 日付でシーティービーメディア株式会社から有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定により総務大臣に提出された裁定申請に関し、有線テレビジョン放送法第 13 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

アナログ放送停止の安全性確保に向けデジタル放送の円滑なる普及を促進すべく、弊社としましては、ケーブルテレビ事業者との連携をより強いものにしてまいりたいと考えております。しかしながら、こと区域外再送信に関しましては、そもそも地上放送の根幹である地域免許制度との間で大きな不整合が存在するものであり、以下で述べますその在り方をめぐる諸問題につきましては、デジタル放送を地域に密着した基幹メディアとしてこれからの長きに渡る発展を目指していく上でも、早期に解決すべきものであります。

ご承知のとおり、デジタル放送の開始を機に区域外再送信の在り方につきましては、当地のほかにも全国の各地域にて事業者間の協議が持たれているほか、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟の間におきましても今まさに現在進行形で意見交換が重ねられているところでありますので、弊社としましては、地域独自の事情はありますものの、全国の、また、業界としての動向に注意を払いながら、その放送業界に属する一員として慎重な対応を執り行いたいと考えております。さらに、弊社が認識しております諸問題の中には、今後特に問題としての顕着化が懸念されます区域外における著作権問題、広告主の意図していない地域への CM 送出、さらにケーブルテレビ事業者の事業規模拡大による地元放送事業者への経営的影響の深刻化、区域外再送信の視聴が常態化することによる地元住民の緊急情報接触機会の減少等が含まれます。そのため、従来からのアナログ放送におけ

る区域外再送信の同意につきましても、その期間を1年間に短縮し、情勢の変化に応じた臨機応変な対応がとれるよう環境を整えてきたところでもあります。

こういったなかでありますので、デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、アナログ放送においてすでに再送信を認めている場合であっても、当該ケーブルテレビ事業者との協議を通じ、その1件1件の内容をはかることで個別例外的に対処を決めさせていただいているところでございます。

シーティービーメディア株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、以下に述べます弊社の当面の方針に照らし合わせまして、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたために、同意しないと判定いたしその旨を協議の場でお伝えしております。

しかし残念ながら、シーティービーメディア株式会社におかれましては、その後も依然として、デジタル放送はアナログ放送からの単なるシステム移行であり、視聴者保護のためにデジタル放送の区域外再送信は当然認められるものと断ずるばかりで、弊社の判定の背景にある区域外再送信をめぐる諸問題を共有すべき検討課題として理解されることはなく、協議を突りあるものにするための議論のペースさえ形成されていない段階で、つまり、突っ込んだ話し合いをする以前の段階で、大臣裁定を求める申請に性急に歩を進められました。協議を続けようとしておりました弊社としましては、このことにたいへん困惑するとともに、まことに遺憾に思う次第であります。

このような状況が放置されますと、デジタル放送の円滑なる普及に向けてのケーブルテレビ事業者との健全な関係性の構築はありえないのであります。

弊社としましては、こうした点を十分踏まえたくえで行政判断がなされることを期待いたしております。

1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社 テレビ西日本
代表者の氏名	代表取締役社長 寺崎 一雄
住 所	郵便番号 〒814-8555 福岡市早良区百道浜2-3-2 電話番号 [REDACTED]

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 区域外再送信同意の判断基準について

デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、まず申し入れいただく際の前提としまして、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されていることを求めています。私どもは、地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展という観点からこの点を重要視しております。その上で、前に述べました区域外再送信をめぐる状況を鑑み、当面のこととしまして、

- ①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ②生活圈・文化圏としての一体性が認められること
- ③業務区域内に受信点を設置できること

の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしております。

この弊社方針に照らし合わせまして、シーティービーメディア株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

(2) 放送の意図としての地域性の尊重について

放送事業者の放送対象地域は、チャンネルプラン上あらかじめ限定されています。従いまして各民放としては地域密着性ということを重視しており、事業遂行上その放送対象地域内の視聴者の生活行動、メディアの接触行動等を踏まえて個々の番組を制作、調達し編成しているのが実情です。あわせて、CMのセールス活動におきましても、広告主のエリアマーケティング戦略の高度化に連携した放送の地域性の保証はたいへん重要なファクターであると位置付けられます。

このような観点からすれば放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかにつきましては、基本的には放送事業者が判断すべき事項であります。これは、情報通信審議会におけるIPマルチキャスト再送信における地域性の取り扱いの中でも認められている考え方であります。

大分県では、県が設置運営する光ファイバ通信網（豊の国ハイパーネットワーク）を使用し、ほぼ県内全域のケーブルテレビ事業者間で放送番組を伝送するほか、自らの業務区

域内では福岡民放波を直接受信できないケーブルテレビ事業者へも福岡民放の番組を配信することが可能であるという高機能な情報インフラを構築されています。

アナログ放送の再送信につきましては、弊社としましても過去の状況判断により同意をいたした経緯がございますので、現在でも無下にそれを断ち切るということではなく1年ごとの同意というかたちで認めておりますが、デジタル放送開始を機に、基幹メディアとして、ライフラインとして、地上デジタル放送のこれから長きに渡る発展を目指していく上で、自らの放送事業の原点としております、放送における地域性という意図を自らが軽々に取り扱うことはしないことを確認いたしました。

従いまして、県内全域に渡る放送配信能力（区域外波を県内全域に再送信する能力）を有する大分県のケーブル事業者に対しまして、現時点での弊社の同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは弊社の放送事業者としての立脚点、ひいては地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反することであり、再送信には同意いたしかねます。

（3）再送信先の放送事業者の意思の確認について

地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えております。今回のシーティービーメディア株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

再送信先地域の放送事業者からは承知できないことの理由として、経営に対する悪影響、区域外再送信の視聴が常態化することの弊害として地元視聴者の不利益の発生懸念等が示されましたが、弊社としましてもそれらの主張内容を理解いたしております。これらは、区域外再送信に関する問題点として再送信先地域の放送事業者にとどまらず、関係事業者全体で共通認識を持つべき問題であり、行政判断におかれましても考慮していただきたい事項でございますので、以下の（4）、（5）にて弊社意見として述べさせていただきます。

（4）再送信先の放送事業者の経営への悪影響

ケーブルテレビ事業者は、衛星多チャンネル放送の配信や、インターネットなど通信系ビジネスの展開により、その経営規模の拡大や広域化を急速に進めています。産業としての推移をみてみますと、平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は1,913万世帯、世帯普及率は38.0%（平成7年に比べ世帯数が5.3倍、普及率が4.6倍）であり、自主放送を行なう許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度において3,850億円（平成7年度においては230社に対し1,126億円）に達しており数字の面からも著しく成長をしている産業であるということが出来ます。

九州におきましては大分県が最も世帯普及が進んだ地区となっています。その数字は平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は24万世帯、世帯普及率は48.8%というもので、ケーブルテレビの急速な普及は、地上民放テレビ事業の経営基盤に与える区域外送信の影響が無視しえない段階に至っていることを意味しています。

実際、大分地区においては、ケーブルによる区域外送信の視聴を含む「その他視聴率」は年々上昇してきており、地上放送の広告媒体としての価値が下がってきています。地元局の試算によりますと区域外送信による営業的損失は年間で数億円規模にのぼるとされており、また、多額の経費を払って購入した番組が、自局での放送より以前に区域外送信で先に放送されてしまう事態が生じており、この影響も見逃すことができません。

したがって、地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考えます。再送信発局としまして、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねます。

なお、ケーブルテレビ事業者は、この経営面での影響を再送信先放送事業者の自社都合的な理由であると切り捨てられております。しかし、本問題が地域の公共、文化、経済各面での情報発信メディアとしての、また報道機関としての地元放送事業者の活動低下につながる事態にまで深刻化するならば、それは最終的には地域社会、地域住民の不利益につながるものであります。ケーブルテレビ事業者におかれましては、地元における放送の普及発展のパートナーという認識をお持ちであるならば、問題の当事者として踏み込んだ協議に参加すべきであります。その姿勢を示されないことに再送信元放送事業者の立場として当事者である弊社としても失望を禁じ得ません。

(5) 再送信先地域住民に対する不利益発生懸念

地上放送事業者は、その公共的な役割を果たすため地域住民の日々の安全面に役に立つ情報を提供しております。特に災害発生時には緊急的な情報を速やかに放送すべく報道、編成、放送運行現場等の体制を整えその伝達責任を果たす努力をいたしております。またさらに今後は、国民保護法に基づく業務計画の実行や緊急地震情報の発信など、よりクリティカルな局面においての情報伝達メディアとして、地上放送事業者の役割はさらに重くなるものと認知しております。

一方で、区域外送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を受けることとなります。弊社は再送信元放送事業者という立場ではありますが、再送信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念いたしております。

(6) 格差是正について

区域外送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があります。し

かし、情報格差是正がケーブルテレビに依存しますとケーブルテレビ施設の有無で、また、施設がある場合におきましても加入世帯、非加入世帯間で格差を生じる懸念もあります。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考えます。

(7) 著作権処理について

弊社のローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていません。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要になります。このエリア外の著作権処理については再送信をするケーブルテレビ事業者が行う必要性を認識していることは評価するものの、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、弊社としましては、現状では区域外再送信に同意することはできません。

(8) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の再送信許諾

シーティービーメディア株式会社は、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定により放送事業者である弊社に対して再送信同意の申し入れをされていますが、同法とは別に著作権法において、弊社は第23条に基づき「著作物について公衆送信を行う権利」と第99条第1項に基づく「放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有していると認識しております。

これについては、平成19年3月8日の参議院予算委員会の答弁での、文部科学大臣の『ケーブルテレビ局が、放送事業者の専有している権利を対価を払わずに侵すということは、明らかに法律違反です。』といった趣旨の発言からも明白です。

このことは、弊社が著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意（許諾）という重要な判断に際して、二つの基準が存在するという不整合な状況にあることを意味しています。

弊社としては、このような著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信に同意することはできません。

(9) 大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しについて

昭和61年（1986年）の有線テレビジョン放送法の改正により大臣裁定制度が導入されました。当時は地上テレビジョン放送の少数チャンネル地域が多数あったうえに、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興のため非対称規制として導入されたものと考えられます。その後多くの地上民放新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げています。ケーブルテレビ事業者が再送信同意の協議が調わないとき、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき大臣裁定を申請した場合、放送事

業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が、一定の条件（第104国会・衆議院「通信委員会」（昭和61年4月）で示された正統な理由の5条件）を満たせば同意の裁定が下されることになっております。現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっておりますが、ケーブルテレビ産業が飛躍的發展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

なお、デジタル放送における環境変化のひとつとしまして、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したことがございます。

ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信をされていますものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていません。現行のワンセグ放送は、固定受信機向け放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声につきましては固定受信機向け放送とのサイマル放送を実施しておりますが、データ放送につきましては一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送いたしております。弊社としましては、このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えております。

また、将来、放送法でその旨の改訂があった際には、デジタル放送サービスのさらなる高度化を目指し、ワンセグ放送にて固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することや異なる番組を編成することも視野に入れております。そういったサービスを実施する際には、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組編成意図を示すこととなります。

以上のことから、ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その送信先地域において、弊社放送の番組編成意図が損なわれることが懸念されます。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識しております。

3. 本件に関する協議の経過

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 18 年 10 月 5 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルでもアナログ同様再送信の同意をお願いしたい ・ 地元放送事業者とは話し合いを続けていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元放送事業者の理解を得ることがまず必要
<p>【平成 18 年 11 月 20 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元放送事業者との話し合いは 11 月 2 日を最後に没交渉となった。 ・ 総務省もデジタルはアナログの移行といっている、同意してほしい ・ 契約者からの問い合わせもきている ・ 著作権処理も連盟の指示に従って行うつもりだ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルはアナログの単なる移行ではない、別免許だ ・ 著作権処理も年々厳しくなっている
<p>【平成 18 年 12 月 18 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡波のニーズは高い、デジタルでも引き続き再送信をしたい ・ 情報格差をなくしたい、県内だけでなく都市の情報ほしい ・ 毎日多くの問い合わせがきている、福岡波が見れないなら契約をやめるといっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送免許は地域免許だ ・ 地元局に配慮しその考え方の確認が欠かせない
<p>【平成 19 年 1 月 24 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これ以上話が進まないなら裁定申請の準備に入る、申請を出せば必ずケーブル事業者の主張が認められる ・ 裁定申請は、5 社 4 自治体連名で福岡民放 5 社を相手として行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議は続けたい

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 19 年 2 月 19 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県に大臣裁定を申請することを伝えた ・ 提出は民放連と、ケーブル連盟の話し合いがあるのでしばらく様子を見ることにした ・ 出来れば 3 月 9 日か 12 日には提出したい ・ 地元放送事業者の経営や視聴率の悪化という理由では県民の理解を得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定申請は出来れば避けたい、協議は続ける
<p>【平成 19 年 3 月 9 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ KCV 側については地元放送事業者 3 社の了承が得られた、裁定申請から外れる ・ 4 自治体については、大分県の仲介で地元局と協議を続けることになった ・ 4 事業者は 23 日に大臣裁定申請を提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も協議は続けていきたい

*4 自治体事業者 佐伯市総務部情報推進課、杵築市総合政策課
臼杵市総務部総務課、豊後大野市企画部情報推進課

4. その他参考となる事項

(1) 福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への影響について

大分地区の平成18年度平均視聴率で、区域外再送信やBS・CS放送などを合算したチャンネル区分の「その他」が、全日(6時~24時)平均で9.1%です。他地区の一般的な「その他」視聴率が3%台であることから、ケーブルテレビの急速な普及により、再送信による福岡波(アナログ)の視聴が急激に伸びていることがうかがえます。

【視聴率状況】(ビデオリサーチ調べ)

大分地区「その他」視聴率推移 (%)			
	全日	G	P
平成9年度	3.7	5.8	5.7
平成10年度	4.1	6.9	6.8
平成11年度	4.5	7.6	7.4
平成12年度	5.8	9.1	8.8
平成13年度	6.2	9.8	9.5
平成14年度	6.3	10.0	9.8
平成15年度	6.4	10.2	10.1
平成16年度	6.5	10.2	10.3
平成17年度	7.5	11.6	11.5
平成18年度	9.1	13.2	13.1

局名	18年度 全日平均
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:
推測在福視聴率 4.5%

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

テレビ媒体への地区投下は年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。

以上

写

318

平成19年5月1日

総務大臣

菅 義偉 殿

郵便番号 〒814-8555

住 所 福岡市早良区百道浜2-3-2

氏 名 株式会社 テレビ西日本

代表取締役社長 寺崎 一雄

電話番号 [REDACTED]

意見書

平成19年3月23日付で株式会社ケーブルテレビ佐伯から有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定により総務大臣に提出された裁定申請に関し、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

アナログ放送停止の安全性確保に向けデジタル放送の円滑なる普及を促進すべく、弊社としましては、ケーブルテレビ事業者との連携をより強いものにしてまいりたいと考えております。しかしながら、こと区域外再送信に関しましては、そもそも地上放送の根幹である地域免許制度との間で大きな不整合が存在するものであり、以下で述べますその在り方をめぐる諸問題につきましては、デジタル放送を地域に密着した基幹メディアとしてこれからの長きに渡る発展を目指していく上でも、早期に解決すべきものであります。

ご承知のとおり、デジタル放送の開始を機に区域外再送信の在り方につきましては、当地のほかにも全国の各地域にて事業者間の協議が持たれているほか、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟の間におきましても今まさに現在進行形で意見交換が重ねられているところでありますので、弊社としましては、地域独自の事情はありますものの、全国の、また、業界としての動向に注意を払いながら、その放送業界に属する一員として慎重な対応を執り行いたいと考えております。さらに、弊社が認識しております諸問題の中には、今後特に問題としての顕著化が懸念されます区域外における著作権問題、広告主の意図していない地域へのCM送出、さらにケーブルテレビ事業者の事業規模拡大による地元放送事業者への経営的影響の深刻化、区域外再送信の視聴が常態化することによる地元住民の緊急情報接触機会の減少等が含まれます。そのため、従来からのアナログ放送におけ

る区域外再送信の同意につきましても、その期間を1年間に短縮し、情勢の変化に応じた臨機応変な対応がとれるよう環境を整えてきたところでもあります。

こういったなかでありますので、デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、アナログ放送においてすでに再送信を認めている場合であっても、当該ケーブルテレビ事業者との協議を通じ、その1件1件の内容をはかることで個別例外的に対処を決めさせていただいているところでございます。

株式会社ケーブルテレビ佐伯からの再送信の申し入れに対しましては、以下に述べます弊社の当面の方針に照らし合わせまして、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたために、同意しないと判定いたしその旨を協議の場でお伝えしております。

しかし残念ながら、株式会社ケーブルテレビ佐伯におかれましては、その後も依然として、デジタル放送はアナログ放送からの単なるシステム移行であり、視聴者保護のためにデジタル放送の区域外再送信は当然認められるものと断ずるばかりで、弊社の判定の背景にある区域外再送信をめぐる諸問題を共有すべき検討課題として理解されることはなく、協議を突りあるものにするための議論のベースさえ形成されていない段階で、つまり、突っ込んだ話し合いをする以前の段階で、大臣裁定を求める申請に性急に歩を進められました。協議を続けようとしておりました弊社としましては、このことにたいへん困惑するとともに、まことに遺憾に思う次第であります。

このような状況が放置されますと、デジタル放送の円滑なる普及に向けてのケーブルテレビ事業者との健全な関係性の構築はありえないのであります。

弊社としましては、こうした点を十分踏まえたうえで行政判断がなされることを期待いたしております。

1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称 株式会社 テレビ西日本
代表者の氏名 代表取締役社長 寺崎 一雄
住 所 郵便番号 〒814-8555
福岡市早良区百道浜2-3-2
電話番号 [REDACTED]

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 区域外再送信同意の判断基準について

デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、まず申し入れいただく際
の前提としまして、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されていることを求め
ております。私どもは、地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展
という観点からこの点を重要視しております。その上で、前に述べました区域外再送信を
めぐる状況を鑑み、当面のこととしまして、

- ①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ②生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③業務区域内に受信点を設置できること

の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしております。

この弊社方針に照らし合わせまして、株式会社ケーブルテレビ佐伯からの再送信の申し
入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認された
ため、同意しないと判定いたしました。

(2) 放送の意図としての地域性の尊重について

放送事業者の放送対象地域は、チャンネルプラン上あらかじめ限定されています。従い
まして各民放としては地域密着性ということを重視しており、事業遂行上その放送対象地
域内の視聴者の生活行動、メディアの接触行動等を踏まえて個々の番組を制作、調達し編
成しているのが実情です。あわせて、CMのセールス活動におきましても、広告主のエリ
アマーケティング戦略の高度化に連携した放送の地域性の保証はたいへん重要なファク
ターであると位置付けられます。

このような観点からすれば放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそ
れら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の対象地域も含まれるとみるべきであり、
再送信をどの地域で認めるかにつきましては、基本的には放送事業者が判断すべき事項で
あります。これは、情報通信審議会におけるIPマルチキャスト再送信における地域性の
取り扱いの中でも認められている考え方であります。

大分県では、県が設置運営する光ファイバ通信網（豊の国ハイパーネットワーク）を使
用し、ほぼ県内全域のケーブルテレビ事業者間で放送番組を伝送するほか、自らの業務区

域内では福岡民放波を直接受信できないケーブルテレビ事業者へも福岡民放の番組を配信することが可能であるという高機能な情報インフラを構築されています。

アナログ放送の再送信につきましては、弊社としましても過去の状況判断により同意をいたした経緯がございますので、現在でも無下にそれを断ち切るということではなく1年ごとの同意というかたちで認めておりますが、デジタル放送開始を機に、基幹メディアとして、ライフラインとして、地上デジタル放送のこれから長きに渡る発展を目指していく上で、自らの放送事業の原点としております、放送における地域性という意図を自らが軽々に取り扱うことはしないことを確認いたしました。

従いまして、県内全域に渡る放送配信能力（区域外波を県内全域に再送信する能力）を有する大分県のケーブル事業者に対しまして、現時点での弊社の同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは弊社の放送事業者としての立脚点、ひいては地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反することであり、再送信には同意いたしかねます。

（3）再送信先の放送事業者の意思の確認について

地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えております。今回の株式会社ケーブルテレビ佐伯からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

再送信先地域の放送事業者からは承知できないことの理由として、経営に対する悪影響、区域外再送信の視聴が常態化することの弊害として地元視聴者の不利益の発生懸念等が示されましたが、弊社としましてもそれらの主張内容を理解いたしております。これらは、区域外再送信に関する問題点として再送信先地域の放送事業者にとどまらず、関係事業者全体で共通認識を持つべき問題であり、行政判断におかれましても考慮していただきたい事項でございますので、以下の（4）、（5）にて弊社意見として述べさせていただきます。

（4）再送信先の放送事業者の経営への悪影響

ケーブルテレビ事業者は、衛星多チャンネル放送の配信や、インターネットなど通信系ビジネスの展開により、その経営規模の拡大や広域化を急速に進めています。産業としての推移をみてみますと、平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は1,913万世帯、世帯普及率は38.0%（平成7年に比べ世帯数が5.3倍、普及率が4.6倍）であり、自主放送を行なう許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度において3,850億円（平成7年度においては230社に対し1,126億円）に達しており数字の面からも著しく成長をしている産業であるということが出来ます。

九州におきましては大分県が最も世帯普及が進んだ地区となっています。その数字は平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は24万世帯、世帯普及率は48.8%というもので、ケーブルテレビの急速な普及は、地上民放テレビ事業の経営基盤に与える区域外再送信の影響が無視しえない段階に至っていることを意味しています。

実際、大分地区においては、ケーブルによる区域外再送信の視聴を含む「その他視聴率」は年々上昇してきており、地上放送の広告媒体としての価値が下がってきています。地元局の試算によりますと区域外送信による営業的損失は年間で数億円規模にのぼるとされており、また、多額の経費を払って購入した番組が、自局での放送より以前に区域外再送信で先に放送されてしまう事態が生じており、この影響も見過ごすことができません。

したがって、地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考えます。再送信発局としまして、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねます。

なお、ケーブルテレビ事業者は、この経営面での影響を再送信先放送事業者の自社都合的な理由であると切り捨てられております。しかし、本問題が地域の公共、文化、経済各面での情報発信メディアとしての、また報道機関としての地元放送事業者の活動低下につながる事態にまで深刻化するならば、それは最終的には地域社会、地域住民の不利益につながるものであります。ケーブルテレビ事業者におかれましては、地元における放送の普及発展のパートナーという認識をお持ちであるならば、問題の当事者として踏み込んだ協議に参加すべきであります。その姿勢を示されないことに再送信元放送事業者の立場として当事者である弊社としても失望を禁じ得ません。

(5) 再送信先地域住民に対する不利益発生の懸念

地上放送事業者は、その公共的な役割を果たすため地域住民の日々の安全面に役に立つ情報を提供しております。特に災害発生時には緊急的な情報を速やかに放送すべく報道、編成、放送運行現場等の体制を整えその伝達責任を果たす努力をいたしております。またさらに今後は、国民保護法に基づく業務計画の実行や緊急地震情報の発信など、よりクリティカルな局面においての情報伝達メディアとして、地上放送事業者の役割はさらに重くなるものと認知しております。

一方で、区域外再送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を受けることとなります。弊社は再送信元放送事業者という立場ではありますが、再送信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念いたしております。

(6) 格差是正について

区域外再送信は少数地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があります。し

かし、情報格差是正がケーブルテレビに依存しますとケーブルテレビ施設の有無で、また、施設がある場合におきましても加入世帯、非加入世帯間で格差を生じる懸念もあります。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考えます。

(7) 著作権処理について

弊社のローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていません。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要になります。このエリア外の著作権処理については再送信をするケーブルテレビ事業者が行う必要性を認識していることは評価するものの、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、弊社としましては、現状では区域外再送信に同意することはできません。

(8) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の再送信許諾

株式会社ケーブルテレビ佐伯は、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定により放送事業者である弊社に対して再送信同意の申し入れをされていますが、同法とは別に著作権法において、弊社は第23条に基づき「著作物について公衆送信を行う権利」と第99条第1項に基づく「放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有していると認識しております。

これについては、平成19年3月8日の参議院予算委員会の答弁での、文部科学大臣の『ケーブルテレビ局が、放送事業者の専有している権利を対価を払わずに侵すということは、明らかに法律違反です。』といった趣旨の発言からも明白です。

このことは、弊社が著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意（許諾）という重要な判断に際して、二つの基準が存在するという不整合な状況にあることを意味しています。

弊社としては、このような著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信に同意することはできません。

(9) 大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しについて

昭和61年（1986年）の有線テレビジョン放送法の改正により大臣裁定制度が導入されました。当時は地上テレビジョン放送の少数チャンネル地域が多数あったうえに、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興のため非対称規制として導入されたものと考えられます。その後多くの地上民放新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げています。ケーブルテレビ事業者が再送信同意の協議が調わないとき、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき大臣裁定を申請した場合、放送事

業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が、一定の条件（第104国会・衆議院「通信委員会」（昭和61年4月）で示された正統な理由の5条件）を満たせば同意の裁定が下されることになっております。現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっておりますが、ケーブルテレビ産業が飛躍的發展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

なお、デジタル放送における環境変化のひとつとしまして、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したことがございます。

ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信をされていますものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていません。現行のワンセグ放送は、固定受信機向け放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声につきましては固定受信機向け放送とのサイマル放送を実施しておりますが、データ放送につきましては一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送いたしております。弊社としましては、このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えております。

また、将来、放送法でその旨の改訂があった際には、デジタル放送サービスのさらなる高度化を目指し、ワンセグ放送にて固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することや異なる番組を編成することも視野に入れております。そういったサービスを実施する際には、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組編成意図を示すこととなります。

以上のことから、ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その送信先地域において、弊社放送の番組編成意図が損なわれることが懸念されます。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識しております。

3. 本件に関する協議の経過

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 18 年 10 月 5 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタルでもアナログ同様再送信の同意をお願いしたい 地元放送事業者とは話し合いを続けていく 	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者の理解を得ることがまず必要
<p>【平成 18 年 11 月 20 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者との話し合いは 11 月 2 日を最後に没交渉となった。 総務省もデジタルはアナログの移行といっている、同意してほしい 契約者からの問い合わせもきている 著作権処理も連盟の指示に従って行うつもりだ 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルはアナログの単なる移行ではない、別免許だ 著作権処理も年々厳しくなっている
<p>【平成 18 年 12 月 18 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡波のニーズは高い、デジタルでも引き続き再送信をしたい 情報格差をなくしたい、県内だけでなく都市の情報がほしい 毎日多くの問い合わせがきている、福岡波が見れないなら契約をやめるといっている 	<ul style="list-style-type: none"> 放送免許は地域免許だ 地元局に配慮しその考え方の確認が欠かせない
<p>【平成 19 年 1 月 24 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> これ以上話が進まないなら裁定申請の準備に入る、申請を出せば必ずケーブル事業者の主張が認められる 裁定申請は、5 社 4 自治体連名で福岡民放 5 社を相手として行う 	<ul style="list-style-type: none"> 協議は続けたい

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 19 年 2 月 19 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県に大臣裁定を申請することを伝えた ・ 提出は民放連ど、ケーブル連盟の話し合いがあるのでしばらく様子を見ることにした ・ 出来れば 3 月 9 日か 12 日には提出したい ・ 地元放送事業者の経営や視聴率の悪化という理由では県民の理解を得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定申請は出来れば避けたい、協議は続ける
<p>【平成 19 年 3 月 9 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ KCV 側については地元放送事業者 3 社の了承が得られた、裁定申請から外れる ・ 4 自治体については、大分県の仲介で地元局と協議を続けることになった ・ 4 事業者は 23 日に大臣裁定申請を提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も協議は続けていきたい

*4 自治体事業者 佐伯市総務部情報推進課、杵築市総合政策課
臼杵市総務部総務課、豊後大野市企画部情報推進課

4. その他参考となる事項

(1) 福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への影響について

大分地区の平成18年度平均視聴率で、区域外再送信やBS・CS放送などを合算したチャンネル区分の「その他」が、全日(6時～24時)平均で9.1%です。他地区の一般的な「その他」視聴率が3%台であることから、ケーブルテレビの急速な普及により、再送信による福岡波(アナログ)の視聴が急激に伸びていることがうかがえます。

【視聴率状況】(ビデオリサーチ調べ)

大分地区「その他」視聴率推移 (%)			
	全日	G	P
平成9年度	3.7	5.8	5.7
平成10年度	4.1	6.9	6.8
平成11年度	4.5	7.6	7.4
平成12年度	5.8	9.1	8.8
平成13年度	6.2	9.8	9.5
平成14年度	6.3	10.0	9.8
平成15年度	6.4	10.2	10.1
平成16年度	6.5	10.2	10.3
平成17年度	7.5	11.6	11.5
平成18年度	9.1	13.2	13.1

局名	18年度 全日平均
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率：
推測在福視聴率 4.5%

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

テレビ媒体への地区投下は年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。

以上

写

319

平成 19 年 5 月 1 日

総務大臣

菅 義偉 殿

郵便番号 〒814-8555

住 所 福岡市早良区百道浜 2-3-2

氏 名 株式会社 テレビ西日本

代表取締役社長 寺崎 一雄

電話番号

意 見 書

平成 19 年 3 月 23 日付で大分ケーブルネットワーク株式会社から有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定により総務大臣に提出された裁定申請に関し、有線テレビジョン放送法第 13 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

アナログ放送停止の安全性確保に向けデジタル放送の円滑なる普及を促進すべく、弊社としましては、ケーブルテレビ事業者との連携をより強いものにしてまいりたいと考えております。しかしながら、こと区域外再送信に関しましては、そもそも地上放送の根幹である地域免許制度との間で大きな不整合が存在するものであり、以下で述べますその在り方をめぐる諸問題につきましては、デジタル放送を地域に密着した基幹メディアとしてこれからの長きに渡る発展を目指していく上でも、早期に解決すべきものであります。

ご承知のとおり、デジタル放送の開始を機に区域外再送信の在り方につきましては、当地のほかにも全国の各地域にて事業者間の協議が持たれているほか、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟の間におきましても今まさに現在進行形で意見交換が重ねられているところでありますので、弊社としましては、地域独自の事情はありますものの、全国の、また、業界としての動向に注意を払いながら、その放送業界に属する一員として慎重な対応を執り行いたいと考えております。さらに、弊社が認識しております諸問題の中には、今後特に問題としての顕著化が懸念されます区域外における著作権問題、広告主の意図していない地域への CM 送出、さらにケーブルテレビ事業者の事業規模拡大による地元放送事業者への経営的影響の深刻化、区域外再送信の視聴が常態化することによる地元住民の緊急情報接触機会の減少等が含まれます。そのため、従来からのアナログ放送におけ

る区域外再送信の同意につきましても、その期間を1年間に短縮し、情勢の変化に応じた臨機応変な対応がとれるよう環境を整えてきたところでもあります。

こういったなかでありますので、デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、アナログ放送においてすでに再送信を認めている場合であっても、当該ケーブルテレビ事業者との協議を通じ、その1件1件の内容をはかることで個別例外的に対処を決めさせていただいているところでございます。

大分ケーブルネットワーク株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、以下に述べます弊社の当面の方針に照らし合わせまして、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたために、同意しないと判定いたしその旨を協議の場でお伝えしております。

しかし残念ながら、大分ケーブルネットワーク株式会社におかれましては、その後も依然として、デジタル放送はアナログ放送からの単なるシステム移行であり、視聴者保護のためにデジタル放送の区域外再送信は当然認められるものと断ずるばかりで、弊社の判定の背景にある区域外再送信をめぐる諸問題を共有すべき検討課題として理解されることはなく、協議を突りあるものにするための議論のベースさえ形成されていない段階で、つまり、突っ込んだ話し合いをする以前の段階で、大臣裁定を求める申請に性急に歩を進められました。協議を続けようとしておりました弊社としましては、このことにたいへん困惑するとともに、まことに遺憾に思う次第であります。

このような状況が放置されますと、デジタル放送の円滑なる普及に向けてのケーブルテレビ事業者との健全な関係性の構築はありえないのであります。

弊社としましては、こうした点を十分踏まえたうえで行政判断がなされることを期待いたしております。

1. 弊社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社 テレビ西日本
代表者の氏名	代表取締役社長 寺崎 一雄
住 所	郵便番号 〒814-8555 福岡市早良区百道浜2-3-2 電話番号 [REDACTED]

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 区域外再送信同意の判断基準について

デジタル放送の新規の区域外再送信の申し入があった際には、まず申し入れいただく際的前提として、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されていることを求めています。私どもは、地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展という観点からこの点を重要視しております。その上で、前に述べました区域外再送信をめぐる状況を鑑み、当面のこととして、

- ①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ②生活圈・文化圏としての一体性が認められること
- ③業務区域内に受信点を設置できること

の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしております。

この弊社方針に照らし合わせまして、大分ケーブルネットワーク株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

(2) 放送の意図としての地域性の尊重について

放送事業者の放送対象地域は、チャンネルプラン上あらかじめ限定されています。従いまして各民放としては地域密着性ということを重視しており、事業遂行上その放送対象地域内の視聴者の生活行動、メディアの接触行動等を踏まえて個々の番組を制作、調達し編成しているのが実情です。あわせて、CMのセールス活動におきましても、広告主のエリアマーケティング戦略の高度化に連携した放送の地域性の保証はたいへん重要なファクターであると位置付けられます。

このような観点からすれば放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかにつきましては、基本的には放送事業者が判断すべき事項であります。これは、情報通信審議会におけるIPマルチキャスト再送信における地域性の取り扱いの中でも認められている考え方であります。

大分県では、県が設置運営する光ファイバ通信網（豊の国ハイパーネットワーク）を使用し、ほぼ県内全域のケーブルテレビ事業者間で放送番組を伝送するほか、自らの業務区

域内では福岡民放波を直接受信できないケーブルテレビ事業者へも福岡民放の番組を配信することが可能であるという高機能な情報インフラを構築されています。

アナログ放送の再送信につきましては、弊社としましても過去の状況判断により同意をいたした経緯がございますので、現在でも無下にそれを断ち切るということではなく1年ごとの同意というかたちで認めておりますが、デジタル放送開始を機に、基幹メディアとして、ライフラインとして、地上デジタル放送のこれから長きに渡る発展を目指していく上で、自らの放送事業の原点としております、放送における地域性という意図を自らが軽々に取り扱うことはしないことを確認いたしました。

従いまして、県内全域に渡る放送配信能力（区域外波を県内全域に再送信する能力）を有する大分県のケーブル事業者に対しまして、現時点での弊社の同意判定基準を超えて無制約に同意を出すことは弊社の放送事業者としての立脚点、ひいては地上放送の根幹である地域免許制度が求める姿勢と明らかに相反することであり、再送信には同意いたしかねます。

（3）再送信先の放送事業者の意思の確認について

地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えております。今回の大分ケーブルネットワーク株式会社からの再送信の申し入れに対しましては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定いたしました。

再送信先地域の放送事業者からは承知できないことの理由として、経営に対する悪影響、区域外再送信の視聴が常態化することの弊害として地元視聴者の不利益の発生懸念等が示されましたが、弊社としましてもそれらの主張内容を理解いたしております。これらは、区域外再送信に関する問題点として再送信先地域の放送事業者にとどまらず、関係事業者全体で共通認識を持つべき問題であり、行政判断におかれましても考慮していただきたい事項でございますので、以下の（4）、（5）にて弊社意見として述べさせていただきます。

（4）再送信先の放送事業者の経営への悪影響

ケーブルテレビ事業者は、衛星多チャンネル放送の配信や、インターネットなど通信系ビジネスの展開により、その経営規模の拡大や広域化を急速に進めています。産業としての推移をみてみますと、平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は1,913万世帯、世帯普及率は38.0%（平成7年に比べ世帯数が5.3倍、普及率が4.6倍）であり、自主放送を行なう許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度において3,850億円（平成7年度においては230社に対し1,126億円）に達しており数字の面からも著しく成長をしている産業であるということが出来ます。

九州におきましては大分県が最も世帯普及が進んだ地区となっています。その数字は平成17年度末の自主放送を行なう許可施設の加入世帯数は24万世帯、世帯普及率は48.8%というもので、ケーブルテレビの急速な普及は、地上民放テレビ事業の経営基盤に与える区域外再送信の影響が無視しえない段階に至っていることを意味しています。

実際、大分地区においては、ケーブルによる区域外再送信の視聴を含む「その他視聴率」は年々上昇してきており、地上放送の広告媒体としての価値が下がってきています。地元局の試算によりますと区域外送信による営業的損失は年間で数億円規模にのぼるとされており、また、多額の経費を払って購入した番組が、自局での放送より以前に区域外再送信で先に放送されてしまう事態が生じており、この影響も見過ごすことができません。

したがって、地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考えます。再送信発局としまして、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねます。

なお、ケーブルテレビ事業者は、この経営面での影響を再送信先放送事業者の自社都合的な理由であると切り捨てられております。しかし、本問題が地域の公共、文化、経済各面での情報発信メディアとしての、また報道機関としての地元放送事業者の活動低下につながる事態にまで深刻化するならば、それは最終的には地域社会、地域住民の不利益につながるものであります。ケーブルテレビ事業者におかれましては、地元における放送の普及発展のパートナーという認識をお持ちであるならば、問題の当事者として踏み込んだ協議に参加すべきであります。その姿勢を示されないことに再送信元放送事業者の立場として当事者である弊社としても失望を禁じ得ません。

(5) 再送信先地域住民に対する不利益発生の懸念

地上放送事業者は、その公共的な役割を果たすため地域住民の日々の安全面に役に立つ情報を提供しております。特に災害発生時には緊急的な情報を速やかに放送すべく報道、編成、放送運行現場等の体制を整えその伝達責任を果たす努力をいたしております。またさらに今後は、国民保護法に基づく業務計画の実行や緊急地震情報の発信など、よりクリティカルな局面においての情報伝達メディアとして、地上放送事業者の役割はさらに重くなるものと認知しております。

一方で、区域外再送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を受けることとなります。弊社は再送信元放送事業者という立場ではありますが、再送信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念いたしております。

(6) 格差是正について

区域外再送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があります。し

かし、情報格差是正がケーブルテレビに依存しますとケーブルテレビ施設の有無で、また、施設がある場合におきましても加入世帯、非加入世帯間で格差を生じる懸念もあります。都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考えます。

(7) 著作権処理について

弊社のローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていません。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要になります。このエリア外の著作権処理については再送信をするケーブルテレビ事業者が行う必要性を認識していることは評価するものの、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、弊社としましては、現状では区域外再送信に同意することはできません。

(8) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の再送信許諾

大分ケーブルネットワーク株式会社は、有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定により放送事業者である弊社に対して再送信同意の申し入れをされていますが、同法とは別に著作権法において、弊社は第23条に基づき「著作物について公衆送信を行う権利」と第99条第1項に基づく「放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利」を専有していると認識しております。

これについては、平成19年3月8日の参議院予算委員会の答弁での、文部科学大臣の『ケーブルテレビ局が、放送事業者の専有している権利を対価を払わずに侵すということは、明らかに法律違反です。』といった趣旨の発言からも明白です。

このことは、弊社が著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意（許諾）という重要な判断に際して、二つの基準が存在するという不整合な状況にあることを意味しています。

弊社としては、このような著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信に同意することはできません。

(9) 大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しについて

昭和61年（1986年）の有線テレビジョン放送法の改正により大臣裁定制度が導入されました。当時は地上テレビジョン放送の少数チャンネル地域が多数あったうえに、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興のため非対称規制として導入されたものと考えられます。その後多くの地上民放新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げています。ケーブルテレビ事業者が再送信同意の協議が調わないとき、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき大臣裁定を申請した場合、放送事

業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が、一定の条件（第104国会・衆議院「逓信委員会」（昭和61年4月）で示された正統な理由の5条件）を満たせば同意の裁定が下されることになっております。現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっておりますが、ケーブルテレビ産業が飛躍的發展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状はあまりに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

なお、デジタル放送における環境変化のひとつとしまして、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したことがございます。

ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信をされていますものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていません。現行のワンセグ放送は、固定受信機向け放送の補完メディアの位置づけであり、映像、音声につきましては固定受信機向け放送とのサイマル放送を実施しておりますが、データ放送につきましては一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送いたしております。弊社としましては、このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えております。

また、将来、放送法でその旨の改訂があった際には、デジタル放送サービスのさらなる高度化を目指し、ワンセグ放送にて固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することや異なる番組を編成することも視野に入れております。そういったサービスを実施する際には、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組編成意図を示すこととなります。

以上のことから、ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その送信先地域において、弊社放送の番組編成意図が損なわれることが懸念されます。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識しております。

3. 本件に関する協議の経過

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 18 年 10 月 5 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタルでもアナログ同様再送信の同意をお願いしたい 地元放送事業者とは話し合いを続けていく 	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者の理解を得ることがまず必要
<p>【平成 18 年 11 月 20 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者との話し合いは 11 月 2 日を最後に没交渉となった。 総務省もデジタルはアナログの移行といっている、同意してほしい 契約者からの問い合わせもきている 著作権処理も連盟の指示に従って行うつもりだ 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルはアナログの単なる移行ではない、別免許だ 著作権処理も年々厳しくなっている
<p>【平成 18 年 12 月 18 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡波のニーズは高い、デジタルでも引き続き再送信をしたい 情報格差をなくしたい、県内だけでなく都市の情報がほしい 毎日多くの問い合わせがきている、福岡波が見れないなら契約をやめるといっている 	<ul style="list-style-type: none"> 放送免許は地域免許だ 地元局に配慮しその考え方の確認が欠かせない
<p>【平成 19 年 1 月 24 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> これ以上話が進まないなら裁定申請の準備に入る、申請を出せば必ずケーブル事業者の主張が認められる 裁定申請は、5 社 4 自治体連名で福岡民放 5 社を相手として行う 	<ul style="list-style-type: none"> 協議は続けたい

協議日程と相手方	ケーブル事業者	弊 社
<p>【平成 19 年 2 月 19 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分県に大臣裁定を申請することを伝えた ・ 提出は民放連と、ケーブル連盟の話し合いがあるのでしばらく様子を見ることにした ・ 出来れば3月9日か12日には提出したい ・ 地元放送事業者の経営や視聴率の悪化という理由では県民の理解を得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定申請は出来れば避けたい、協議は続ける
<p>【平成 19 年 3 月 9 日】</p> <p>大分ケーブルテレコム CTB メディア KCV コミュニケーションズ ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク *4 自治体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ KCV側については地元放送事業者 3 社の了承が得られた、裁定申請から外れる ・ 4 自治体については、大分県の仲介で地元局と協議を続けることになった ・ 4 事業者は 23 日に大臣裁定申請を提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も協議は続けていきたい

*4 自治体事業者 佐伯市総務部情報推進課、杵築市総合政策課
臼杵市総務部総務課、豊後大野市企画部情報推進課

4. その他参考となる事項

(1) 福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への影響について

大分地区の平成18年度平均視聴率で、区域外再送信やBS・CS放送などを合算したチャンネル区分の「その他」が、全日(6時~24時)平均で9.1%です。他地区の一般的な「その他」視聴率が3%台であることから、ケーブルテレビの急速な普及により、再送信による福岡波(アナログ)の視聴が急激に伸びていることがうかがえます。

【視聴率状況】(ビデオリサーチ調べ)

大分地区「その他」視聴率推移 (%)			
	全日	G	P
平成9年度	3.7	5.8	5.7
平成10年度	4.1	6.9	6.8
平成11年度	4.5	7.6	7.4
平成12年度	5.8	9.1	8.8
平成13年度	6.2	9.8	9.5
平成14年度	6.3	10.0	9.8
平成15年度	6.4	10.2	10.1
平成16年度	6.5	10.2	10.3
平成17年度	7.5	11.6	11.5
平成18年度	9.1	13.2	13.1

局名	18年度 全日平均
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:
推測在福視聴率 4.5%

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

テレビ媒体への地区投下は年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。

以上